

様

# 浪江町の復興に向けた要望書

平成27年4月16日

福島県双葉郡

浪江町議会議長 小黒敬三

## 浪江町の復興に向けた要望趣旨

我々浪江町議会は原発事故による避難以降、原発事故の収束、復興、除染、賠償見直し、医療健康問題など関係機関のご支援のもと、復興、再生と町民の生活再建のために全力を挙げて取り組んできました。

これまで国は「福島復興の加速に向けて」の方向性や、中間指針第四次追補など一定の見直しをなされたことは被災者並びに被災自治体の強い要望に応えたものであると考えます。

しかしながら、「原子力災害による長期避難」から4年を経過したが乗り越えるべき課題は山積しております。

今後、浪江町の復興はもとより、双葉郡北部の復興拠点としてイノベーション・コースト構想の具現化が極めて重要となってきます。

また、国は原子力災害の現状や賠償問題などの矛盾を正しく認識され、直面する生活・生業再建がなされるよう必要な見直しを強く求めるものです。

さらに国は、東京電力株式会社に対し被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、当該損害の迅速・確実な賠償と被災者の心情にも配慮した誠実な対応をするよう強く指導することを求めるものです。

# 要 望 事 項

## I 復旧・復興の加速

1. 集中復興期間の延長（復興庁）
2. イノベーション・コースト構想の推進（経済産業省）
3. 低線量地域への復興拠点づくり（復興庁）
4. 帰還困難区域における施策（復興庁）
5. 農地転用の特例措置（復興庁）
6. 除染及び除草（復興庁）
7. 総合的な道路の整備（復興庁）
8. 国営復興祈念公園の整備（復興庁）

## II 中間指針の見直しと賠償の拡充

1. 就労不能損害の継続（経済産業省）
2. 営業損害賠償打ち切り素案の撤回（経済産業省）
3. 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の見直しのための検証機関の設置（文部科学省）
4. 避難している全ての町民に故郷喪失慰謝料を支払うこと  
（文部科学省）
5. 原子力損害賠償紛争解決センターの権限の強化（文部科学省）
6. 精神的損害の基準の明確化と項目追加（文部科学省）
7. 財物（土地・建物等）に対する損害賠償（経済産業省）
8. 賠償金の非課税化（復興庁）

## III 生活再建と医療・健康

1. 復興公営住宅の早期整備、借上げ住宅制度の継続（復興庁）
2. 事業再開のための補助金や支援策の強化（経済産業省）

3. 高速道路無料化の継続・拡充（復興庁）
4. 居住用住宅の減免措置（復興庁）
5. 固定資産税の減免（復興庁）
6. 農地、ため池等の維持・管理（復興庁）
7. 山林や河川を含めた徹底的な除染の実施及び継続実施（環境省）
8. 飲料水の安全と安心の確保（厚生労働省）
9. 帰還困難区域に隣接する区域の見直し（復興庁）
10. 二重住民登録制度（復興庁）
11. 医療費の一部負担金の免除及び保険料等の減免措置の継続  
（厚生労働省）
12. 長期的な医療保障制度の構築（厚生労働省）
13. 介護サービスの充実（厚生労働省）
14. 全国各地域における被ばく検査体制の構築（環境省）
15. 仮設津島診療所と県内外の医療・福祉機関との連携強化  
（厚生労働省）

#### IV 中間貯蔵施設及び原発の廃炉

1. 中間貯蔵施設立地町と県・国との協定と同等の協定を周辺町村  
とも締結すること（環境省）
2. 情報公開の徹底（経済産業省）
3. 汚染水の対策（経済産業省）
4. 事故収束宣言撤回（経済産業省）
5. 東京電力福島原発の全基廃炉（経済産業省）

#### V 原発被災自治体の再構築に向けた制度確立

1. 国勢調査と地方交付税算定（復興庁）
2. 自治体財政運営に対する恒久的な制度保障（復興庁）

3. 自治体運営に欠かせない人的支援の強化（復興庁）
4. 収入確保・雇用確保のための産業誘導策の強化（復興庁）

# I 復旧・復興の加速

## 1. 集中復興期間の延長

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故による「災害復興」は一体的に取り組むことが求められている。浪江町はこれからが「集中復興」の本番である。集中復興期間の延長と財政支援を継続し「災害復旧・復興」に責任を持つこと。

## 2. イノベーション・コースト構想の推進

復興実現期の第2ステージにあたり、町のアイデンティティ存続のために、双葉郡の復興拠点と位置づけ、国のイノベーション・コースト構想と融合するまちづくりをするにあたり、復興の具現化に向けて次の施設を要望する。

- ①農作物、魚介類等の放射性物質の検査・研究施設
- ②海洋、河川の放射性物質移行に関する調査・研究施設
- ③新たな作物、新たな形態のICT農業拠点施設
- ④技術者の育成を視野に入れた研修施設
- ⑤記録や資料の収集、保存、調査、研究等を行うメモリアル記念館
- ⑥復興を支えるセメント、金属などの資材リサイクルセンター
- ⑦メガソーラなどの再生可能エネルギーを県内全域から集約し、供給するための蓄電拠点施設

## 3. 低線量地域への復興拠点づくり

浪江町への帰還が可能になると考えられる低線量地域に、同町民はもとより浪江町以外の避難者も暮らせる復興拠点を整備すること。

特に、浪江町中心市街地を「復興拠点地域」として選定し、長

期避難により管理不能で劣化した町内全域の家屋の「解体除染」を国の責任で進め、復興のまちづくりを図ること。

#### 4. 帰還困難区域における施策

帰還困難区域を放置することなく、線量の調査、除草の実施、生活道路の除染など、住民が立ち入れる環境を整えること。

#### 5. 農地転用の特例措置

避難解除準備区域等の優良農地について、避難住民の帰還促進に資するこれら用地の農地転用規制の特例措置を講ずること。

#### 6. 除染及び除草

帰還困難区域の「故郷消失」防止のために農地、道路、住居周辺の除草など保全管理に責任を持つこと。また、除染後の除草管理を毎年行うこと。

#### 7. 総合的な道路の整備

①原発事故の教訓に鑑み、国道114号、国道288号は避難道として重要である。従って、今後道路の総合的な改良の必要がある。中通りと浜通りを東西に連絡する規格の高い避難道の建設をすること。

②中間貯蔵施設への搬入道路は復興に係わる道路とは別にし、住民生活に支障が出ないように整備すること。

#### 8. 国営復興祈念公園の整備

震災の風化が懸念される状況の中、大津波による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓を後世へ伝えるため、浪江町の再生に向けた復興への強い意志を全国民や世界の人々に向け明確に発信していくために、国営復興祈念公園の整備を要望する。

## Ⅱ 中間指針の見直しと賠償の拡充

### 1. 就労不能損害の継続

平成27年2月末で終了としているが避難が継続している現状に鑑み、新しい生活に移行出来ないのが実態である。よって避難が継続する限り就労不能損害賠償を継続すること。

### 2. 営業損害賠償打ち切り素案の撤回

国、東電は原発事故の被害を直視し、営業損害賠償打ち切り素案を撤回し、従来と同等の営業活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続すること。

### 3. 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の見直しのための検証機関の設置

中間指針の見直し等の諸課題に対し、国は責任をもって対応することを強く要望する。また、被災実態を十分参酌し賠償基準の改定を早急に要望するものである。今後は、東京電力(株)の判断で賠償に格差が出ないようにすること。従って、原子力損害賠償紛争審査会が独自に精神的損害、財物賠償指針の見直しのため福島県原子力損害賠償対策協議会や日本弁護士連合会による検証機関を設置し原子力損害賠償紛争審査会に意見を反映出来るようにすること。

### 4. 避難している全ての町民に故郷喪失慰謝料を支払うこと

第四次追補は、「故郷喪失慰謝料700万円」について帰還困難区域に限定したことや、原発立地町とそれ以外の自治体間格差により避難町民の間で確執が生じている。「原子力災害による長期避難」の実態を踏まえ、帰還困難区域以外も対象にし、格差を無くすこと。



## 5. 原子力損害賠償紛争解決センターの権限の強化

「紛争審査会による指針・追補」は賠償範囲の上限ではない。よって、国は第三者機関である原子力損害賠償紛争解決センターの権限を強化すると同時に、東京電力㈱に対しADRの和解案の尊重を強く指導すること。

また、浪江町民等の集団申立て案件に係る東京電力㈱による原子力損害賠償紛争解決センターの和解案拒否については、東京電力㈱に完全実施するよう強く指導すること。

## 6. 精神的損害の基準の明確化と項目追加

中間指針では、生活費増加分と精神的損害を合わせて月10万円としているが、生活費増加分と被災・避難の実態に見合った精神的損害の増額を図ること。原発事故に伴って生じたその他の精神的損害についても追加すること。

また、国が目標とする1msv/年に達するまでや避難が継続している間は、精神的損害の賠償を継続すること。

## 7. 財物（土地・建物等）に対する損害賠償

住居確保損害の賠償が始まったが、個人によっては再調達価格に及ばない。生活再建ができる財物賠償の確保を求める。

## 8. 賠償金の非課税化

賠償金により取得する土地・建物等などに対する課税免除を、個別自治体での条例で課税免除するのではなく、国が相互的に立法措置を図り財源措置を講ずること。

営業損害に係る、すべての賠償金は非課税化を図ること。すでに申告納付済の場合は還付措置を講ずること。（口蹄疫の際の非課税前例あり）

また、原発避難による賠償金は相続税・贈与税の対象となるので、今後の生活再建のため課税対象から除外すること。

### Ⅲ 生活再建と医療・健康

#### 1. 復興公営住宅の早期整備、借上げ住宅制度の継続

- ①避難指示に基づく強制避難が継続することは明白であるため、避難生活が継続する間は、借上げ住宅（借上げ特例住宅等を含む）の制度を継続することを明示すること。特に、住宅入居要件を緩和し、避難住民が生活の実態に合わせて移動ができるよう改正すること。
- ②原発避難者向け復興公営住宅等の家賃については、全額を減免すること。
- ③避難生活が既に4年を過ぎても、まだ復興公営住宅の完成を見ていない。一刻も早く復興公営住宅を建設し住環境の改善、生活基盤の安定を図ること。

なお、復興公営住宅を整備するに当たっては、戸建てによる整備や、地域のコミュニティを維持出来るよう事故以前の住民同士がまとまって入居出来るよう配慮すること。さらに、避難者の要望を十分に取り入れた構造・配置とすること。

#### 2. 事業再開のための補助金や支援策の強化

- ①グループ補助金など今ある制度は地域を限定していないためこれから事業再開をする避難指示された地域においては以前より補助対象の要件がより厳しくなっている。そのため原発避難地域の事業者は再開をためらっているため新たな制度を新設すること。
- ②時間を要するふるさとの再生を待たずに多くの雇用を支えた事業所破綻が懸念されている。被災事業所が避難先を含めて事業を継続、再開するための補助金、支援策を新たに実施すること。

特に、電気料金の軽減措置等の優遇措置について検討すること。

③企業誘致を促進するため、進出企業に借入金に対する利子補給などの優遇措置を講じた場合は、特別交付税等により財源措置を行うこと。

### 3. 高速道路無料化の継続

全国に避難し家族が離散している住民にとっては、家族を繋ぐ大事な路線であり、通勤路線としても重要な意味を持つものとなっている。そのため、平成28年3月31日までとなっている無料化措置を継続するとともに、帰還できるまで延長すること。

### 4. 居住用住宅の減免措置

移住のため居住用住宅を購入した場合、住民票の異動をせずとも、移住先において居住している実態があれば固定資産税の減免措置を講ずる地方税法改正をすること。

### 5. 固定資産税の減免

地震・長期避難により解体・撤去した家屋の宅地の課税標準額は従来そのままに据え置くこと。（固定資産税（宅地）の課税標準額は更地になると6分の1としていた減免措置が適用されなくなる。）

### 6. 農地、ため池等の維持・管理

被災者が帰還して営農が再開され、収入が安定するまで、農地、ため池、用水路、圃場の維持・管理は国の責任で行い、その経費は国の負担とすること。

### 7. 山林や河川を含めた徹底的な除染の実施及び継続

現在進めている本格除染を計画期間内に実施すること。除染作業の監視体制の強化を図ること。農業用水や飲料水の水源となる

山林や河川についても除染を実施し、目標となる工程表を示すこと。

また、空間放射線量と併せて、土壌、水、里山・山林の放射線量について詳細なメッシュ調査を行い、その状況を住民に開示し周知すること。放射性物質の残留実態に即した除染を追加的に実施すること。

## 8. 飲料水の安全と安心の確保

高濃度汚染地域を水源としているため、安全と安心確保のための放射性物質除去設備を国の責任のもと整備すること。

また、国の責任で井戸を試掘するなど生活水の安全を確保すること。

## 9. 帰還困難区域に隣接する区域の見直し

第四次追補に示された「帰還困難区域に隣接している高線量地域」について、区域見直しの経緯、除染等による線量低減の見直し等個別の事情を踏まえ、柔軟に判断することの見直し作業を早期に実施すること。見直しに当たり帰還困難区域と同程度の線量の地区については、賠償も帰還困難区域と同額にすること。

## 10. 二重住民登録制度

避難先自治体で、様々な不都合・住民間軋轢が生じている。住民生活の安定と公平・公正な行政サービスが享受できるよう、二重住民登録制度の制度設計を早急に検討すること。

## 11. 医療費の一部負担金の免除及び保険料等の減免措置の継続

医療費の一部負担の免除については平成28年2月診療分まで、保険料等の減免措置は平成27年度までとなっているが、長期化する避難生活により体調を崩す住民はむしろ増加しており、避難

者が以前の生活ができるようになるまで免除・減免措置を継続すること。

また、保険者により一部負担金の免除が解除されているので国として指導し、免除した相当分の財政措置を各保険者に行い、すべての被災者の一部負担金を免除とすること。

## 1 2. 長期的な医療保障制度の構築

子どもや妊産婦のみならず、避難支援策の欠如及びSPEED I（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の隠ぺいにより多くの町民は、相対的な被ばくリスクが高いことから、長期的な医療保障制度を早急に構築すること。

特に、福島県内においては甲状腺がんが多発しており各個人の検診・追跡調査を徹底して進めること。費用はすべて、国費で対応すること。

## 1 3. 介護サービスの充実

避難の長期化に伴い要介護者が増加するとともに、介護・福祉職員が激減しており、人材不足が深刻化している。このため、国は、必要な福祉・介護サービスを受けられるよう、人材確保対策を強化し、必要な財政措置を講ずること。平成27年度に措置される介護報酬引き下げを見直しするとともに、職員処遇改善費については、確実に職員に支給されるよう指導監督をすること。

介護・福祉施設を避難先で再開する際には、国は再開及び運営に必要な用地代等すべての事業費、経費に対して財政措置を講ずること。

避難先自治体において、既存の介護福祉施設に入所する場合において、待機期間を縮減するため、既存施設の増床・新設など財

政支援・介護職員の確保に対する国の財政支援を求める。

#### 1 4. 全国各地域における被ばく検査体制の構築

県外においてはホールボディカウンターなど健康管理体制の構築が未だ不足する状況にあるため、国の主体性のもと、全国各地域での検査体制の確立を図ること。設備・運営にかかる費用について財政支援を行い、住民の健康不安解消に向けた体制の強化を図ること。

#### 1 5. 仮設津島診療所と県内外の医療・福祉機関との連携強化

仮設津島診療所で処置できない患者の緊急受入れや、老人ホーム等入所希望者の早期入所などを含めた連携強化が必要である。

そのため、国に医療機関、福祉機関に対し連携強化のための財政支援・人的支援を要請する。

## IV 中間貯蔵施設及び原発の廃炉

### 1. 中間貯蔵施設立地町と県・国との協定と同等の協定を周辺町村とも締結すること

- ①双葉町・大熊町と同等の安全協定の締結
- ②交付金の予算化と自由度の確保
- ③搬入ルート of 維持管理と周辺対策の明確化
- ④施設と搬送の安全性

### 2. 情報公開の徹底

原発事故の収束と迅速・正確な情報開示を徹底すること。

原子炉建屋カバー解体や建屋上部がれき撤去作業で飛散する可能性が今後も予測されるので、事故収束の安全対策を徹底すること。

### 3. 汚染水の対策

2号機原子炉建屋屋上の一部にたまる高濃度の汚染雨水が、構内の排水路を通じて港湾外の海に流失していたことを平成26年4月までに把握、原因を調べていたにも関わらず公表をしていなかった。浪江町議会は従来から一貫して、地下水・雨水が汚染水として海側に流出しているのを、完全にブロックするよう、国が前面に出て世界の知見を集め抜本的な対策を講じることと要望してきた。

東京電力(株)と国は速やかな情報公開の徹底と防護対策を講じること。

各地域において、地下水の検査体制を自治体まかせとせず従来にも増して早急に整え住民の安全・安心のため迅速かつ正確な情報提供に努めること。



#### 4. 事故収束宣言撤回

政府は、2011年12月16日、「原子炉は冷温停止状態になった」などとして「原発事故収束」を宣言した。しかし、事故の実態は爆発した原子炉の燃料が溶け落ち、どうなっているかさえ確認できていない。このような状況の下では、「原発事故収束」などと言えないことは明らかであり、よって「原発事故収束宣言」を正式に撤回するよう求める。

#### 5. 東京電力福島原発の全基廃炉

県内原発10基の全基廃炉の決断を求める。

## V 原発被災自治体の再構築に向けた制度確立

### 1. 国勢調査と地方交付税算定

平成27年実施の国勢調査に伴う人口を基に、地方交付税の算定を行うことは現実的でない。原発事故により地元に戻れないことにより、自治体の基礎となる人口が見込めないため早急に国勢調査の方針及び地方交付税の算定方針を定めること。

### 2. 自治体財政運営に対する恒久的な制度保障

中長期的な財政運営を確実に図るため、一時的な交付金等の措置に留まらない恒久的な財政保障制度を構築すること。

### 3. 自治体運営に欠かせない人的支援の強化

今後始まる復旧復興に向けた取り組みには、不足している技術職をはじめ企画力を持った即戦力となる職員が必要であり、現有職員だけでは対応しきれない。そこで、各省庁からの職員派遣、さらには他自治体職員による支援を国として推進すること。

### 4. 収入確保・雇用確保のための産業誘導策の強化

財政補填に依存することなく自立した地域とするため、事業継続、産業立地策を重点的に推進すること。補助金、税制優遇、産業用地整備、企業誘致など総合的な施策を専門チームにより実施すること。